

■沿革

- 1973年 6月 消費生活用製品安全法(以下「消安法」という。)の公布
- 1973年10月 消安法に基づき製品安全協会の設立(主たる事務所を港区に設置)
- 1973年12月 乳母車がSG基準第1号として、通商産業大臣(現経済産業大臣)の承認を受け、SGマーク表示の事務受付を開始
- 1974年 3月 乗車用ヘルメット、野球用ヘルメット、炭酸飲料を充てんするためのガラス瓶(通商産業省関係特定製品)の業務開始
- 1976年 8月 製品安全協会 大阪支所の開設
- 1983年 5月 消安法の一部改正により、SGマーク制度の外国製造事業者登録を海外開放
- 1986年10月 消安法の一部改正により、国からの出資金を国庫へ返還(民間法人化)
- 1987年10月 ガットスタンダードコードに基づく海外通報手続を開始
- 1992年 6月 主たる事務所を豊島区に移転
- 1994年 7月 賠償金の最高限度額を、3000万円から1億円以下で、製品ごとに定める額に変更(当初、全品目最高限度額1000万円)
- 1995年 6月 消費生活用製品PLセンターの開設
- 1996年 4月 賠償金の最高限度額を、全品目1億円に増額
- 1998年 2月 WBO/TBT協定に基づく附属書3(規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準)の受入表明(同年4月に受託)
- 1999年12月 主たる事務所を中央区に移転
- 2000年10月 消安法の一部改正により、製品安全協会に関する規定が削除。従来の特定製品が廃止され、新たに特定製品として乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープが指定され、また乳幼児用ベッドは特別特定製品として指定され、表示されるマークもSマークからPSCマークに変更。
- 2000年12月 1999年8月の「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」の制定により、消安法も改正され、製品安全協会は組織変更により「財団法人製品安全協会」となる。これに伴い機構改革を実施
- 2005年 5月 大阪支所廃止
- 2007年12月 主たる事務所を台東区に移転
- 2010年 4月 中国連絡所(上海)を開設
- 2010年12月 消安法の一部改正により、ライターが特別特定製品に指定
- 2012年 4月 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき一般財団法人となる